

区独自事業（助成）のご案内

1 介護支援専門員研修費用助成

令和6年度から東京都が実施する「介護支援専門員法定研修受講料補助事業」により、研修受講費用の3/4相当が補助されるため、**区では残りの1/4相当を助成**し、自己負担額をさらに軽減できるよう基準見直しを行いました。

この見直しは、都の補助を前提としているため、**都の「介護支援専門員法定研修受講料補助事業」の申請手続きをよく確認**し、適切な時期に申請してください。

必要な情報は「[東京都 介護支援専門員法定研修受講料補助事業](#)」のワードで検索いただくとう都のホームページに記載があります。

注意事項

都からの補助が受けられなかった場合でも、区からの助成上限額は研修受講費用の1/4相当となりますので、十分にご留意ください。

※区の助成制度は、研修受講が修了次第の申請手続きで間に合いますが、都の補助制度は、申請受付期間等があらかじめ設定されていますので、申請漏れのないようご注意ください。

（参考）令和6年度東京都補助事業スケジュール

交付要綱 手引公開	交付申請 受付開始	交付申請 受付締切	実績報告 受付開始	実績報告 受付締切
4～7月	9月1日	12月27日	1月6日	3月31日

2 高齢者福祉住環境整備

自立支援設備改修等給付（要支援・要介護認定者が対象）について、**I Hキッチンヒーター（ビルトイン型）の設置工事**にかかる費用の一部を助成できるよう見直しを行いました。
給付限度額は**200,000円**となります。



3 産休・育休等代替職員費用助成

区は、高齢者福祉サービスの質・量を安定的に供給するため、事業所に対して産休等を取得する介護職員等の代替職員雇用経費を助成することで、職員が安心して休暇を取得できる環境を整えています。

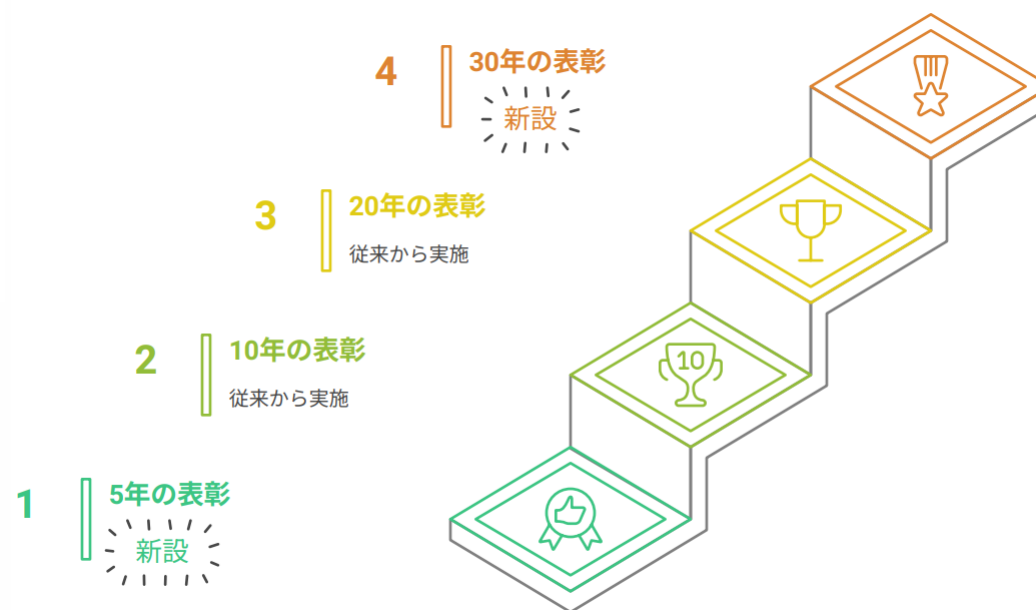
事業開始当初より、介護職員等の平均給与が上昇している状況を踏まえ、**令和7年度より助成上限額（月額）を20万円から25万円に引き上げます。**



4 介護職員等永年勤続表彰

長年にわたり区内の介護事業所に勤務している介護職員を表彰しています。

令和7年度は、従来の勤続年数10年・20年の表彰に加え、**新たに5年・30年の勤続年数を表彰対象として追加します。**



5 介護人材奨学金返済支援事業

奨学金を返済しながら区内の介護施設等で介護業務に従事している職員に対し、年間24万円を限度に助成しています。

なお、東京都でも同様の事業を実施しています。

※この事業については例年どおりの運用となります。

事業の申請等にあたって、必要な様式は千代田区役所のホームページに掲載しています。
ご質問等があれば、高齢介護課介護事業指定係までお問い合わせください。

TEL 03-5211-4336

Mail kaigosoudan@city.chiyoda.lg.jp